公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和８年１１月２０日

奈良県奈良まほろば館長　土井 孝祐

１　業務の概要

（１）業務名

奈良まほろば館 運営管理業務委託

（２）業務の目的

奈良県（以下「県」という。）では、魅力的な観光情報発信による県への誘客の促進や、県産品のイメージアップ、ブランド力の向上、品質等のブラッシュアップを通じた販路の開拓を図ることを目的とし、奈良まほろば館（以下「館」という。）を東京都中央区日本橋室町に開館し、令和３年８月には、東京都港区新橋に移転・リニューアルオープンした。

現在、館は、次の３つの機能を有しており、これらの運営・管理を行う事業者を募集する。

① 県産品及び県産品に準ずるもの（以下「県産品等」という。）の企画・販売等を行う。また、県産食材を使った軽飲食の提供等を行う。

② ギャラリーにおいて県内の行事等に関する展示を行う。また、県産品や県内市町村のＰＲに関するイベント等を開催する。

③ 県の観光パンフレット等の配架を行う。また、SNS 等を活用し、館で実施するイベント情報や県産品等の紹介と併せて観光情報の発信を行い、来館者及び来県者の増加を図ること。

（３）業務の内容

ア　県産品等の展示・紹介・宣伝・販売及び県産食材を使った軽飲食

イ　県産品等の掘り起こしへの協力

ウ　新規顧客の獲得及びリピーターの確保

エ　首都圏の小売業者等への販路拡大支援

オ　物販以外の機能と連携した販売促進

（４）業務の詳細等

５の（２）により配布する「奈良まほろば館 運営管理事業者募集要項」（以下「募集要項」という。）による。

（５）履行期間

契約締結日から令和１２年３月３１日まで

２　応募形態

複数事業者が組織する共同企業体による応募も可能とする。なお、応募にあたっては、以下の事項に留意すること。

（１）事業者間で共同企業体に関する協定書を締結していることが必要となる。共同企業体の適切な名称を設定の上、必ず共同企業体の代表となる者を選任すること。また、全構成企業についても代表者名等を記載し、それぞれの代表者印を押印すること。その際、代表者の印は契約時に使用するものと同一とすること。

（２）代表者及び構成員は、他の構成員が行う行為に対しても連帯してその責を負うこととする。

（３）代表者及び構成員の変更は原則としてできない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、県と協議を行うこととする。

（４）１事業者が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同企業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。

３　応募資格

以下の内容を応募時点ですべて満たしていることを要件とする。ただし、共同企業体による応募の場合は、いずれかの構成員が（１）～（４）の応募要件を満たし、すべての構成員が（５）～（１５）までの応募資格を満たしていることが必要となる。

（１） 本業務と同種または類似の業務を過去５年以内（令和３年４月１日以降の期間）に受託し、履行した実績を有すること。

（２） 飲食店の経営経験がある者であること。

（３） （２）のうち、５年間以上営業している店舗の経営実績を１店舗以上有する者であること。

（４）　（３）の店舗について、令和８年１１月１日現在までに、食品衛生法に基づく営業停止等の行政処分を過去３年間受けたことがない者であること。
（５）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。
（６）国税及び地方税を滞納していない者であること。
（７）奈良県の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
（８）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申立て、または破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
（９）銀行の取引停止、または差押えを受けていない者であること。
（１０）役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあっては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
（１１）役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店または営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
（１２）暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
（１３）役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していないこと。
（１４）役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していないこと。
（１５）役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

４　失格事項
応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
（１）３の応募資格に定めた資格が備わっていないとき
（２）複数の提案書等を提出したとき
（３）提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき
（４）提出書類に虚偽又は不正があったとき
（５）提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき
（６）そのほか不正な行為があったとき

５　手続
（１）担当部局（書類の提出先及び問合せ先）
〒102-0093　東京都千代田区平河町 2-6-3 都道府県会館 9 階 奈良県東京事務所内
奈良県観光局 奈良まほろば館 情報発信課
電話番号　03-5212-9096
メール　mahorobakan@office.pref.nara.lg.jp
（２）募集要項の配布
令和８年１１月２０日（金）から令和８年１２月８日（火）１２時までの間に、（１）の担当部局またはインターネット「奈良県観光局 奈良まほろば館ホームページ」から入手すること。ただし、（１）の担当部局での配布については、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する祝日を除く午前９時３０分から午後５時まで（正午から午後１時までの間は除く。）とする。
（３）参加表明書の提出
（２)により配布する募集要項に示すところによる。
（４）質問の受付
（２)により配布する募集要項に示すところによる。
（５）企画提案書等の提出
（２)により配布する募集要項に示すところによる。

６　受託者の選定
５の(２)により配布する募集要項に示すところによる。

7　受託者との契約
　　５の(２)により配布する募集要項に示すところによる。

8　その他
（１）本業務の提案への参加に係る費用は、応募者の負担とする。
（２）提出された企画提案書等は返却しない。
（３）本業務の詳細は、５の(２)により配布する募集要項に示すところによる。